

## 出席停止について

下記の感染症にかかった場合、患者本人の治療、休養と、感染拡大防止のため、学校保健安全法の規定により、出席停止となります。疑わしい症状がみられたら、早めに医師の診断を受け、担任までお知らせください。

出席停止期間は、出席すべき日数から除かれるため、欠席にはなりません。ただし、登校許可が出て一旦登校した後、再度欠席した場合は、基本的に通常の欠席となります。

医師の登校許可が出ましたら、下方の「**登校届**」に**保護者が記入**し、お子様が登校する際、担任に提出してください。(保護者の判断ではなく、必ず医師の診断・指示を受けてください。)

	感染症名	出席停止期間	感染症名	出席停止期間
第二種	インフルエンザ	発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日を経過するまで	新型コロナウイルス感染症	発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで 又は五日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	水痘 (みずぼうそう)	すべての発しんが痂皮化する(かさぶたになる)まで
	麻疹	解熱した後三日を経過するまで	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後二日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後五日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	結核	学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	風しん	発しんが消失するまで		
	第三種	急性出血性結膜炎、腸管出血性大腸菌感染症など その他の感染症 ・感染性胃腸炎(ノロウイルス感染症など) ・マイコプラズマ感染症・溶連菌感染症 など	学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	

※その他の感染症については、医師から登校停止の指示があった場合に対象となります。

※インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症の出席停止期間については裏面をご覧ください。

----- きりとり -----

## 登 校 届

由井第二小学校長 様

疾 名	
症状が出た日	年 月 日 ( )
出席停止期間	年 月 日 ( ) ~ 年 月 日 ( )
受診した医療機関名	

上記のとおり報告します。

令和 年 月 日

年 組・児童名

保護者氏名

### 【インフルエンザ出席停止確認表】

インフルエンザの出席停止基準は「発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで」となります。発症（発熱等）当日は0日目としてカウントします。

		発症当日 0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
例 1	発症後 1日目に解熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校 ×	登校 ×	登校 ○		
例 2	発症後 2日目に解熱	発熱	→	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校 ×	登校 ○		
例 3	発症後 3日目に解熱	発熱	→		解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校 ○		
例 4	発症後 4日目に解熱	発熱	→			解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校 ○	
例 5	発症後 5日目に解熱	発熱	→				解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校 ○

### 【新型コロナウイルス感染症出席停止確認表】

新型コロナウイルス感染症の出席停止基準は「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」となります。発症（発熱等）当日は0日目としてカウントします。

		発症当日 0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
例 1	発症後 1日目に軽快	発症	軽快	軽快後 1日目	登校 ×	登校 ×	登校 ×	登校 ○	
例 2	発症後 2日目に軽快	発症	→	軽快	軽快後 1日目	登校 ×	登校 ×	登校 ○	
例 3	発症後 3日目に軽快	発症	→		軽快	軽快後 1日目	登校 ×	登校 ○	
例 4	発症後 4日目に軽快	発症	→			軽快	軽快後 1日目	登校 ○	
例 5	発症後 5日目に軽快	発症	→				軽快	軽快後 1日目	登校 ○